

韓国における華僑学校教育の歴史 —1945 年以後を中心に

王 恩美

一橋大学大学院 言語社会研究科

The history of Chinese school education in South Korea since 1945

Wang, En-Mei

Hitotsubashi University Graduate School of Language and Society

要旨

韓国における華僑学校教育には、三つの特徴がある。第一に、華僑学校の数が華僑人口に比べて非常に多いこと。第二に、華僑学校の教育課程が中華民国国内の課程基準に準拠して編制されていること。第三に、華僑子弟の華僑学校への入学率が高いことである。

韓国華僑学校のこうした特徴は、中華民国政府の支援と韓国政府の管理姿勢によって、形成されたものである。戦後直後から 1950 年代を通し、中華民国政府は同じ反共陣営にいる韓国華僑に対し活発な支援を行ない、その結果、華僑学校の中華民国式教育体制が確立されるに至った。また、中華民国政府により組織化されたネットワークが、華僑学校の普及に大きな役割を果たした。その上、韓国政府が 1977 年まで華僑学校を全く管理しなかったため、華僑学校は韓国で自由に設立され普及した。1978 年以降の管理についても、主な目的は韓国人が外国人学校に入学することを禁止するという形式的なものであったため、華僑学校は中華民国体制を維持でき、華僑の華僑学校への入学率は高く保たれたのである。

目次

一、はじめに

二、韓国華僑学校教育の特徴

1. 多くの華僑学校の存在
2. 中華民国式教育体制
3. 華僑学校への高い入学率

三、韓国華僑学校形成の歴史的背景

1. 中華民国政府の支援
 - ①自治区の成立と華僑学校の普及
 - ②中華民国式教育体制の確立
2. 韓国政府の管理姿勢
 - ①「外国団体」としての管理
 - ②「各種学校」としての管理

四、おわりに

一、はじめに

第二次世界大戦後、世界の華僑社会にみられる最も大きな変化は、「落地帰根」から「落地生根」へ、つまり華僑社会から華人社会への変貌であろう。しかし、大韓民国（以下韓国）の場合は「落地生根」へはまだ進んでおらず、「落地帰根」の華僑社会として存在している。しかも、韓国華僑¹⁾は「帰根」する場所として、中華民国²⁾を求めている。

1949年、国共内戦に敗北した中華民国は台湾に政府を移し、大陸には中華人民共和国政府が樹立されたが、韓国華僑は専ら中華民国政府を支持してきた。こうした背景には東アジアの冷戦構造が関係している。戦後、韓国と中華民国は冷戦構造に組み込まれ、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）・中華人民共和国と対峙しながら強い反共体制を維持してきた。中華民国政府は戦後中華人民共和国とのヘゲモニー争いのなかで「反共」を国策としており、同じ反共陣営にいる韓国華僑に支援を活発に行なった。韓国においても強い反共体制が形成され、韓国華僑には中華民国の国籍のみが与えられた。それゆえ、韓国華僑社会においては、中華民国を支持する勢力のみが存在するようになったのである。

冷戦構造が崩壊しはじめ、1992年、韓国と中華人民共和国が国交を樹立した。国

交樹立直後、韓国政府は華僑の希望があれば中華民国から中華人民共和国への国籍変更を認める方針をとったが³⁾、国籍を変えた韓国華僑はいなかった。現在も韓国華僑社会において、中華民国勢力は依然として根強い。

韓国においては、専ら中華民国を支持する華僑社会しか存在してこなかったように、華僑学校もまた中華民国系のみに限られ、現在もすべての華僑学校は中華民国体制にある。また、2001年現在、韓国における華僑人口は21,818人と少数であるが⁴⁾、華僑学校は小学校及び中・高等学校を合わせ31校と、非常に多くの学校が運営されている。さらに、華僑子弟の華僑学校への入学率も非常に高い。

本稿の目的は、戦後、韓国華僑学校がもつこうした特徴、及びその特徴をもつように至った歴史的な背景を明らかにすることである。まず、韓国華僑学校がもつ特徴を取り上げ、韓国華僑学校の教育状況を検討する。次に、その特徴を備えるに至った歴史的背景の追跡を通し、華僑学校の形成過程を考察したい。

なお、韓国華僑学校の特徴と歴史的形成過程を明らかにすることによって、韓国華僑社会が中華民国といかに強く結びついているのか示唆できると思われる。そして、韓国華僑と中華民国との根強い関係は冷戦構造のもとで形成されたものであることも提示しておきたい⁵⁾。

二、韓国華僑学校教育の特徴

本章ではまず、韓国華僑学校教育の特徴と思われる三点を取り上げ、それらを通して韓国華僑学校の教育の現状を明らかにする。

1. 多くの華僑学校の存在

現在、韓国華僑人口は約2万人であるが、華僑学校は小学校が27校、中・高等学校が4校と非常に多く存在している。2001年現在、運営されている韓国華僑学校は、〈表1〉の通りである。

表1 韓国華僑学校一覧(2001年4月統計)

	学校名	創立年度	小学校 児童数	付設幼稚園 園児数	計	教師数	位置
1	仁川華僑小学	1902	201	59	260	11	仁川市中区善隣洞 8 番地
	漢城華僑小学	1910	550	64	614	32	ソウル市中区忠武路 1 街 15 番地
3	釜山華僑小学	1912	163	41	204	10	慶尚南道釜山市東区草梁 1 洞 589 番地
4	永登浦華僑小学	1935	94	-	94	6	ソウル市永登浦文来洞 1 街 29 番地
5	群山華僑小学	1941	82	41	123	3	全羅北道群山市明山洞 147 番地
6	大邱華僑小学	1941	60	-	60	6	慶尚北道大邱市中区鍾路 2 街 31 番地
7	水原華僑中正小学	1946	54	-	54	3	京畿道水原市校洞 172 番地
8	光州華僑小学	1946	86	35	121	6	全羅南道光州市東区鷄林 3 洞 22 番地
9	大田華僑小学	1947	36	-	36	3	忠清南道大田市大寺洞 179 番地
10	江景華僑小学	1947	18	10	28	1	忠清南道論山郡江景邑黄山洞 34 番地
11	全州華僑小学	1947	12	15	27	2	全羅北道全州市多佳洞 1 街 36 番地
12	裡里華僑小学	1947	19	13	32	3	全羅北道益山市珠岷洞 105 番地
13	温陽華僑小学	1948	15	7	22	2	忠清南道温陽市毛宗洞 585-13 番地
14	江陵華僑小学	1949	42	10	52	3	江原道江陵市洪濟洞 57 番地
15	天安華僑小学	1949	10	2	12	2	忠清南道天安市鳳鳴洞 215-19 番地
16	清州華僑小学	1951	12	-	12	2	忠清北道清州市社稷洞 653 番地
17	馬山華僑小学	1951	8	2	10	1	慶尚南道馬山市將軍洞 2 街 13 番地
18	慶州華僑小学	1951	3	2	5	1	慶尚北道慶州市東部洞 77 番地
19	濟州華僑小学	1951	-	10	10	1	濟州市三徒 1 洞 909 番地
20	忠州華僑小学	1952	5	-	5	2	忠清北道忠州市校岷洞 225 番地
21	広川華僑小学	1953	9	1	10	2	忠清南道洪城郡広川邑 304-7 番地
22	堤川華僑小学	1956	10	-	10	2	忠清北道堤川市中央路 2 街 24-4 番地
23	原州華僑小学	1956	17	4	21	2	江原道原州市園洞 268 番地
24	水原華僑小平澤分校	1961	8	12	20	2	京畿道平澤市平澤洞 59 番地
25	議政府華僑小学	1963	55	22	77	7	京畿道議政府市佳陵 1 洞 425-1 番地
26	蔚山華僑小学	1967	55	8	63	3	慶尚南道蔚山市中区北亭洞 116-8 番地
27	春川華僑小学	1978	2	-	2	1	江原道春川市玉泉洞 18 番地
合計			1626	358	1984	119	
	中・高等学校校名	創立年度	中等部 生徒数	高等部 生徒数	計	教師数	位置
1	漢城華僑中学	1948(中) 1955(高)	380	475	860	61	ソウル市西大門区延禧洞 89-1 番地
2	釜山華僑中学	1954(中) 1959(高)	94	108	204	17	慶尚南道釜山市東区草梁洞 577 番地
3	仁川華僑中山中学	1957(中) 1967(高)	109	143	255	17	仁川市中区善隣洞 8 番地
4	大邱華僑中学	1958(中) 1967(高)	41	56	97	14	慶尚北道大邱市鳳徳洞 1292 番地
合計			624	782	1416	109	
総計					3400	228	

出所：児童・生徒数、教師数、住所は「韓国華僑教師聯誼会」の4月の調査による。創立年度は張兆理(1957)『韓國華僑教育』P.20~24 及び、『中華民國僑務委員会韓國服務站』<http://www.ocac.gov.tw/korea/> (2001年11月1日ダウンロード)に基づいて作成。(中国語資料)

ソウル（漢城）、仁川、釜山を除けば、華僑小学校の規模は小さく、その児童数は100人に満たない。しかし、注意する必要があるのは、華僑小学校が小規模でありながら、韓国各地に分布していることである。

それに対し、中・高等学校（以下華僑中学）はソウル・仁川・大邱・釜山と四つの都市にしかない。華僑中学は中等部と高等部に分かれており、各地の華僑小学校から集まる生徒を受け入れるために、寄宿舎が設けられている。華僑中学の内、規模が最も大きい「漢城華僑中学」の場合、2002年の統計によると全校生の約19%が寄宿生である。

ちなみに、日本の場合は華僑人口が約7万人⁶⁾であるが、運営されている華僑学校は、「東京中華学校」・「横浜山手中華学校」・「横浜中華学院」・「神戸中華同文学学校」・「大阪中華学院」の5校のみである。そして、華人が最も多い東南アジアでは、マレーシアに最も多くの華人学校が存在し、華人人口約493万人⁷⁾に対し、華人学校は国民型華僑小学校1,286校、及び独立中学校60校の計1,346校が運営されている⁸⁾。学校の数からするとマレーシアの方が韓国より圧倒的に多い。しかし、マレーシアの場合、総学校数が華人人口のわずか0.027%であるのに対し、韓国の場合は、華僑人口の0.142%を占めている。従って、華僑人口を比率で見た場合、韓国の方が華僑学校数が多いことが理解できる。

2. 中華民国式教育体制

小学校から高校までのすべての韓国華僑学校は、台湾から送られてきた教科書を使用し、週2,3時間の韓国語授業を除けば、カリキュラムは中華民国国内とほぼ同じである。

まず、韓国華僑小学校の例として、「漢城華僑小学」と中華民国の小学校のカリキュラムを比較したのが〈表2〉である。

表 2 漢城華僑小学と中華民国国内小学校のカリキュラム比較表(2000年)

科目	漢城華僑小学			中華民国国内の小学校		
	1,2年生	3,4年生	5,6年生	1,2年生	3,4年生	5,6年生
道徳と健康	2	-	-	2	2	2
国語	4	6	5	10	9	9
説話	1	1	1			
写字	-	1	1			
語文暗唱	1	1	1			
作文	-	2	2			
数学	5	7	6	3	4	6
視聴	1	1	1	-	-	-
音楽	1	1	1	2	2	2
体育	1	1	1	2	3	3
健康教育	-	1	1	-	-	-
生活と倫理	-	1	1	-	-	-
社会	2	2	2	2	3	3
自然	2	2	2	3	3/4	4
美勞	2	-	-	2	-	-
美術	-	1	1	-	3	3
勞作	-	1	1	-	-	-
英語	-	1	2	-	-	-
韓国語	-	1	1	-	-	-
コンピュータ	-	1	2	-	-	-
復習	1	1	1	-	-	-
団体活動	-	-	-	-	1	1
輔導活動	-	-	-	-	1	1
郷土教学活動	-	-	-	-	1	1
合計	23	33	33	26	32/33	35

出所:「漢城華僑小学」の教務処の提供資料(2000年8月、漢城華僑小学を訪問し、入手した中国語の資料)、教育部(1993)『国民小学課程標準』P.2~3により作成。

註1:授業時間は、漢城華僑小学と中華民国国内の小学校ともに1時間が40分である。

註2: [] は漢城華僑小学でのみ行なわれている科目であり、 [] は中華民国国内の小学校でのみ行なわれている科目である。

註3:中華民国国内の小学校3,4年生の「自然科目」と「合計」の時間数は、「/」の左側が3年生、右側が4年生を表す。

中華民国国内では、1993年「国民小学課程標準」の修正発布により、「健康教育」と「生活と倫理」が廃止され、「道徳と健康」に入れ替わったが、韓国華僑小学校では、「道徳と健康」は1,2年生に、「健康教育」と「生活と倫理」は3年生から6年生に教えている。さらに、韓国華僑小学校では、中華民国国内では見られない「韓国語」・「英語」以外にも、「視聴」と「コンピュータ」という科目が設けられているが、前者は、主に僑務委員会から送られた教学ビデオを見る授業であり、後者は3年生からパソコンの使い方を教える授業である。

この表で特に注意を払う必要があるのは、中華民国の小学校で実施されている「郷土教学活動」という郷土教育科目である。郷土教育の目的は、台湾の閩南人、客家

人といった言語集団の母語や歴史、文化を教えることである。1993年、課程標準が修正発布される際、「郷土教学活動」が追加され、3年生から週一時間を当てるようにしたが、実際台湾で教えるようになったのは1996年からである⁹⁾。教材は郷土言語・郷土歴史・郷土地理・郷土自然・郷土芸術と5種類に分かれ、各小学校の実情にあわせ、授業を行うようにしている¹⁰⁾。これまで台湾における歴史教育というのは、中国大陸における歴史のみで、台湾本土の歴史は、まったく教えられないことがなかった。こうして初めて中華民国で台湾本土の歴史が教えられることになったのである。

しかし、このような郷土教育は韓国華僑小学校では採用されていない。それは、約99%が大陸出身者（山東省が90%以上を占める）である韓国華僑にとって、中国大陸の歴史以外、台湾の歴史に対しては、愛着も必要性も感じていないからであろう。

韓国華僑小学校のカリキュラムは、中華民国国内のと異なる部分もあるが、その課程標準に沿って教育課程が編成されている。

次に、「漢城華僑中学」を例に挙げ、韓国華僑中学の中等部と中華民国国内の中学校のカリキュラムを比較してみたい。

表3 漢城華僑中学の中等部と中華民国国内の中学校のカリキュラム比較表(2002年)

科目	漢城華僑中学の中等部			中華民国国内の中学校		
	1年生	2年生	3年生	1年生	2年生	3年生
週会	1	1	1	1	1	1
公民と道徳	2	2	2	-	2	2
国文	6	6	6	5	5	5
数学	6	6	6	3	4	4
英文	5	6	5	3	3	2
英文文法	-	-	2	-	-	-
韓国語	3	3	3	-	-	-
歴史	2	2	2	-	2	2
地理	2	2	2	-	2	2
認識台湾	-	-	-	3	-	-
生物	3	-	-	3	-	-
理化	-	4	4	-	4	4
地球科学	-	-	1	-	-	1
健康教育	2	-	-	4	4	-
家政と生活科技	-	-	-	2	2	2
体育	2	2	1	2	2	2
音楽	1	1	1	2	1	1
美術	1	1	1	2	1	1
コンピュータ	1	-	-	-	-	-
班会	1	1	1	-	-	-
選択科目	-	-	-	1~2	2~3	2~5
童軍教育	-	-	-	1	1	1
郷土芸術活動	-	-	-	1	-	-
輔導活動	-	-	-	1	1	1
団体活動	-	-	-	2	2	2
合計	38	38	38	33~34	35~36	35~38

出所:「漢城華僑中学」の教務処の提供資料(2002年8月、漢城華僑中学を訪問し、入手した中国語の資料)と教育部(1994)『国民中学課程標準総綱』(<http://www.edu.tw/primary/>)により作成。

註1:華僑中学校は1時間が50分であり、中華民国国内の中学校は1時間45分である。

註2: [] は漢城華僑中学の中等部でのみ行なわれている科目であり、 [] は中華民国国内中学校でのみ行なわれている科目である。

〈表3〉の中華民国中学校の「選択科目」に当たる科目が韓国華僑中学校の「韓国語」、「英文文法」、「コンピュータ」であると考えれば、1995年に発布され現在も施行中の台湾の「国民中学課程標準」と、大きな違いは見られない¹¹⁾。しかし、1997年から導入された「認識台湾」と「郷土芸術活動」の二科目については、華僑小学校と同様、華僑中学の中等部でも教えていない。「認識台湾」は社会編、歴史編、地理編に分けられた中学1年生向けの授業であり、2年生からは中国の歴史・地理を学ぶ。しかし、韓国華僑中学の中等部では、中国の歴史・地理のみを教えている。華僑中学の中等部も小学校同様、中華民国国内の中学校と比べ、科目が多少違っ

たり、同じ科目でも合計時間が異なったりするが、基本的には中華民国国内の課程標準に従い、その範疇から大きくはずれていない。

次に、韓国華僑学校の高等部であるが、ここでも「漢城華僑中学」の高等部を例にとってみてみよう。2002年現在、「漢城華僑中学」の高等部のカリキュラムはく表4)の通りである。

表4 漢城華僑中学高等部のカリキュラム(2002年)

学年 科目	1年	2年				3年			
		韓国進学		帰国進学		韓国進学		帰国進学	
		理	文	理	文	理	文	理	文
週会	1	1	1	—	1	—	1	0/1	1
公民	—	—	—	1	1	—	—	1	1
三民主義	2	—	—	—	—	—	—	—	—
国文	6	6	6	6	6	—	—	6	6
国学概要	—	—	—	—	—	—	4	—	—
数学	6	6	6	6	6	8	6	9	8
英文	6	6	6	6	6	6	6	6	6
英語作文	—	—	—	—	—	2	2	2	2
韓国語	3	4	4	3	3	8	8	—	—
韓国史	—	—	2	—	—	—	—	—	—
韓国地理	—	—	—	—	—	—	3	—	—
社会(韓)	—	2	2	—	—	3	3	—	—
歴史	3	—	2	2	3	—	—	—	6
世界史	—	—	—	—	—	—	3	—	—
地理	3	—	2	2	3	—	—	—	6
理化	2	—	—	—	—	—	—	—	—
生物	2	3	—	3	—	5/0	—	6/0	—
物理	—	3	—	3	—	2/5	—	2/6	—
化学	—	3	—	3	—	5	—	6	—
体育	1	1	1	—	1	—	1	—	1
音楽	1	—	1	—	1	—	—	—	—
美術	1	—	1	—	1	—	—	—	—
コンピューター	—	2	2	2	2	—	—	—	—
班会	1	1	1	1	1	—	1	1	1
自習	—	—	1	—	3	—	—	—	—
合計	38	38	38	38	38	39/38	38	39/38	38

出所：漢城華僑中学校の教務処の提供資料により作成（2002年8月、漢城華僑中学を訪問し、入手した中国語の資料）

註1：表内の各科目の1時間は50分である。

註2：表内の網処理をした科目は、韓国語の教科書で授業を行う科目である。

註3：3年生の理科系時間数の「/」は、「/」左側が丙組で、右側が甲組を表す。

華僑中学の高等部になると、中華民国国内と異なる点が数多くみられる。まず、高校2年から「韓国進学クラス」と「帰国進学クラス」に分かれることである。「韓国進学クラス」というのは韓国の大学に進学するためのクラスであり、「帰国進学クラス」は台湾の大学に進学するためのクラスである。漢城華僑中学で「韓国進学クラス」が設けられたのは1970年代後半からだというが、1992年までは半年の課

程であった。1993年より高校3年の1年課程になり、1997年より高校2年からの2年課程になった。こうした「韓国進学クラス」では、主に韓国人の教師が担任を勤めている。「韓国進学クラス」の高校2年生の場合、「国学概要」「歴史」「地理」、高校3年生の場合、「国学概要」以外の科目は、韓国語の教科書を使用し、韓国語で授業を行っている¹²⁾。

他の三つの華僑中学では韓国の大学に進学する生徒のため、韓国語の授業時間を増やしてはいるが、こうした「韓国進学クラス」は設けられていない。従って、これらの華僑中学の高等部は、漢城華僑中学の「帰国進学クラス」同様、高校3年まで中華民国国内とほぼ同じカリキュラムが編成されている。1995年に発布され、現在も施行中の「高級中学課程標準」と漢城華僑中学の「帰国進学クラス」を比較してみると、後者の方が「国文」「英文」「数学」の時限数が2時間、3年の「公民」が1時間多いこと、「韓国語」の授業が設けられていること、それらの点を除けばさほど差はない。

以上、「漢城華僑小学」と「漢城華僑中学」を例にして、比較の視点から韓国華僑学校のカリキュラムが中華民国国内のものと大差ないことを明らかにした。この二校は、韓国の首都のソウルにある学校であるため、規模が大きく、学校の教育体制が最も整っていると見える。従って、地方の華僑学校の状況は、ソウルとは異なっていると考えられる。しかし、カリキュラムはソウルの華僑学校と変わりなく、教科書も中華民国国内のものを使用している¹³⁾。

3. 華僑学校への高い入学率

韓国華僑子弟の華僑学校への入学率は非常に高いと思われる。正確な資料はないが、韓国華僑の子どもたちは韓国の公立学校に通う者は少なく、ほとんどが華僑学校に通っていると言われている。

現在、韓国の華僑人口は約2万人であるが、海外居住者¹⁴⁾を除くと、実際韓国に居住している華僑は15,500人程度であると言われている。そうすると、〈表1〉の園児数を除いた児童と生徒の総数3032人は華僑人口の約19%を占め、就学年齢の華僑子弟のほとんどが華僑学校に入学している可能性が高いのである。

このように、韓国華僑子弟の華僑学校への入学率は非常に高く、華僑学校の児童・生徒は主に華僑子弟によって構成されている。例えば、2002年の「漢城華僑中学」の生徒の国籍統計によれば、帰化した者と母親が中華民国国籍を所持している者を含めると約97%が韓国華僑の子弟であった¹⁵⁾。韓国華僑の子どもたちは、韓国

の公立学校ではなく、華僑学校に入学しているのである。

三、韓国華僑学校形成の歴史的背景

韓国では多くの華僑学校が各地で運営され、すべての華僑学校が中華民国国内のカリキュラムに従い、多くの華僑子弟が華僑学校へ就学している。こうした韓国華僑学校の特徴はどのような歴史的過程を経て形成されたのだろうか。本章ではそうした特徴が形成されるに至った歴史的背景を明らかにすることを通して、華僑学校の形成過程を考察したい。以下では、その歴史的背景を中華民国側と韓国側に分け、それぞれの政府が華僑学校に与えた影響を検討していくことにする。

1. 中華民国政府の支援

戦後、韓国華僑学校形成に当たって最も重要な時期は、1945年から1950年代までである。この時期、中華民国政府と深く関わることによって、現在の華僑学校の特徴が確立されたのである。中華民国政府が与えた影響について、以下の二点を挙げて論じることにする。

①自治区の成立と華僑学校の普及

日本の植民地支配が終了し、解放を迎えた朝鮮は、すぐさま38度線を境にその北をソ連軍に、その南をアメリカ軍に占領された。1948年、朝鮮南部と北部にそれぞれの政府が樹立し、1950年に勃発した朝鮮戦争を経て、朝鮮における分断状況は固定化された。

1949年、「中国」も二つの政府に分裂し、中華民国は中華人民共和国と対峙するようになった。中華民国は「反共」の国策に基づいて海外華僑を獲得し、外交に僑務を合わせ、「反共」機能を発揮しようとした¹⁶⁾。従って、終戦直後、中華民国政府は韓国と同じ「反共陣営」に属する韓国華僑に対し、活発に支援を行うことになる。

植民地時代、朝鮮南部における華僑学校は、漢城・仁川・釜山・永登浦・群山・大邱の小学校6校と¹⁷⁾、1942年創立の「光華中学」があったが、「光華中学」は終戦とともに廃校となった。華僑学校は、中華民国政府の支援のもとで1945年から1950年代にかけて急増し、韓国で普及していくのである。

〈表1〉の通り、小学校27校中17校(63%)が終戦直後から1950年代に設立

された。張兆理によれば、他に礼山・順天・晋州・井邑（1947年設立）、鳥致院（1948年設立）、釜山西面（1951年設立）、瑞山・安東・木浦・靈光・金泉・浦項（1952年設立）、唐津・永川（1953年設立）などの華僑小学校があったが、現在は存在しない¹⁸⁾。

小学校の増加により卒業生が急増したことから、受け入れ先としての華僑中学が増設されるようになった。まず、1948年に「漢城華僑初級中学」が設立された。1954年には「釜山華僑中学」、1957年には、「仁川華僑中山中学」、その翌年には「大邱華僑中学」が新設された。

「漢城華僑初級中学」は1954年に、「漢城華僑中学」と校名が変わり、1955年高等部が設置された。それを皮切りに、1959年には「釜山華僑中学」、1967年には仁川と大邱にも高等部が増設された。こうして、小学校から高校までの一貫した華僑教育が韓国で行われるようになった。

1960年代に入っても華僑学校は増加の一途をたどり、1970年代前半は華僑学校が最も多かった時期であると言われている。1974年、中華民国駐韓国大使館の調査によれば、幼稚園が3校、小学校が50校、中学校が5校、高校が4校であり、総児童・生徒数は11,169人であった¹⁹⁾。しかし、1970年代後半から韓国政府の華僑に対する規制に耐えられなくなった華僑がアメリカや台湾に再移住するようになり、華僑学校の児童・生徒が大幅に減少し、華僑学校のも減少していった²⁰⁾。2001年現在は〈表1〉の通り、総計31校の華僑学校が運営されている。

1950年代までの華僑学校の普及に最も重要な役割を果たしたのが華僑自治区である。1947年、朝鮮南部で中華民国領事館が復館され、中華民国領事は、中華民国国内の地方自治区組織に倣って、朝鮮南部を48カ所の華僑自治区と分割し、各自治区に事務所を設置し、ソウルには「南韓自治総会」が設けられた。自治区は、10戸が1甲に、10甲が1保になり、いくつかの保が1区を形成した。甲長、保長、区長は華僑の自治選挙により選ばれ、華僑の行政業務を担当し、自治区を管理した²¹⁾。こうした自治区組織は韓国華僑内部の団結を強める効果をもたらし、華僑間にネットワークが形成された。このように組織化されたネットワークが各華僑学校設立の基盤になっていたと考えられる。1960年代に自治区組織は「華僑協会」に再編成された。〈表5〉をみれば、韓国における華僑学校の分布地域と「華僑協会」の分布地域が一致していることがわかる。

表5 華僑協会と華僑学校の分布対照表(2003年)

		華僑協会	華僑学校			華僑協会	華僑学校	
ソウル・京畿道	1	漢城華僑協会	漢城華僑小学 漢城華僑中学	忠清北道	26	槐山華僑協会	-	
	2	永登浦華僑協会	永登浦華僑小学		27	忠州華僑協会	忠州華僑小学	
	3	水原華僑協会	水原華僑中正小学		28	清州華僑協会	清州華僑小学	
	4	平澤華僑協会	水原華僑小平澤分校		29	堤川華僑協会	堤川華僑小学	
	5	安城華僑協会	-		忠清南道	30	大田華僑協会	大田華僑小学
	6	仁川華僑協会	仁川華僑小学 仁川華僑中山中学			31	天安華僑協会	天安華僑小学
	7	安養華僑協会	-			32	鳥致院華僑協会	-
	江原道	9	江陵華僑協会			江陵華僑小学	33	保寧華僑協会
10		春川華僑協会	春川華僑小学	34		瑞山華僑協会	-	
11		原州華僑協会	原州華僑小学	35		江景華僑協会	江景華僑小学	
12		洪川華僑協会	-	36		舒川華僑協会	-	
13		三陟華僑協会	-	37		洪城華僑協会	広川華僑小学	
慶尚北道	14	大邱華僑協会	大邱華僑小学 大邱華僑中学	38	温陽華僑協会	温陽華僑小学		
	15	慶州華僑協会	慶州華僑小学	39	扶餘華僑協会	-		
	16	金泉華僑協会	-	40	礼山華僑協会	-		
	17	浦項華僑協会	-	41	唐津華僑協会	-		
慶尚南道	18	釜山華僑協会	釜山華僑小学 釜山華僑中学	42	公州華僑協会	-		
	19	晉州華僑協会	-	全羅北道	43	益山華僑協会	裡里華僑小学	
	20	蔚山華僑協会	蔚山華僑小学		44	井邑華僑協会	-	
	21	鎮海華僑協会	-		45	全州華僑協会	全州華僑小学	
	22	馬山華僑協会	馬山華僑小学		46	金堤華僑協会	-	
忠清北道	23	沃川華僑協会	-		47	群山華僑協会	群山華僑小学	
	24	陰城華僑協会	-	48	茂朱華僑協会	-		
	25	永同華僑協会	-	全羅南道	49	光州華僑協会	光州華僑小学	
			50		木浦華僑協会	-		
			51		靈光華僑協会	-		
			52		順天華僑協会	-		
			53		麗水華僑協会	-		
			54	濟州華僑協会	濟州華僑小学			

出所：漢城華僑協会の提供資料により作成(2003年9月、漢城華僑協会を訪問し、入手した中国語の資料)

釜山華僑中学と漢城華僑中学は、駐韓中華民国大使の主導により建設されたが、それ以外は主に華僑の募金により建てられた²²⁾。学校の運営資金は、授業料が主な収入源になっており、足りない金額は理事会からの募金によって補われる。中華民国政府からの援助はあるが、決して多いとはいえない²³⁾。

中華民国政府の韓国華僑に対する支援は金銭的なものに限らなかった。中華民国政府が行なったより重要な支援は、韓国華僑社会を組織化したことである。中華民国政府の指導を受ける華僑自治区(華僑協会)が華僑の結束力を高め、組織的に華僑学校の建設に取り組むことを可能にしたのである。組織化された華僑のネットワークは、華僑学校が韓国で普及することを可能にし、現在も多くの華僑学校が存在しているのである。

② 中華民国式教育体制の確立

戦後1945年から1950年代までは、韓国華僑の教育体制が整えられる時期でもあ

る。戦後、韓国では華僑学校が急速に普及していったが、すべての華僑学校は「僑民学校規程」に従い学校の体制を整え、駐韓中華民国大使館を通し、本国の僑務委員会に学校として登録された。僑務委員会は大使館を通して華僑学校に教科書を無料で提供するなど、華僑学校に対して支援を展開した。

戦後、華僑学校の急増につれ、各地で教師不足が目立つようになった。1954年から、各華僑学校は台湾から資格のある教員を招聘する一方、華僑中学の卒業者に台湾の師範学校への進学を積極的に勧めたという。また、僑務委員会も教師不足の問題を解決するために、1954年から、優秀な華僑小学校の教師を「台湾省立師範大学華僑師資専修科」に送り、1年間教師教育をほどこし、韓国の華僑小学校に再任用する方法をとった²⁴⁾。その後、台湾で大学を卒業し韓国に戻る韓国華僑が増加したため、教師不足も徐々に解決していった。1960年代からは、台湾からの教師招聘はなく、華僑学校の教師は主に華僑が担当するようになった。

こうして終戦直後から1950年代にかけて、韓国華僑学校において中華民国の体制が確立されていった。その後設立された華僑学校も、「僑民学校規程」に従い本国に登録された。さらに華僑学校は、学校組織を通して中華民国政府と固く繋がっている。華僑学校の組織は「僑民学校規程」に従って理事会が設けられており、「韓国漢城華僑中学理事会組織章程」によると、理事には以下の権限が与えられている。

本会の職権は以下の通りである

1. 漢城華僑中学の校舎を建設し、建築物の修繕及び環境の美化などに関して学校側に指導を行う。
2. 学校の年間経費及び建築設備などの経費について学校側に指導を行う。
3. 学校の経費及び基金のための募金を募り、学校側と共同管理する。
4. 校長の人選及び任期を決定する。また、主任以上の人事異動に関しては、校長が提案したものに対して、本会の同意を受けた上で実施する。
5. 学校の予算や決算を審査し、学校側に執行を指示する。
6. 学校の運営を監督・指導する。
7. 学校に有益であることは本会が随時方針を決め、学校側とともに実行する。
8. 本会が設置する「人事審査委員会」は、本校の教師の招聘及び解任を処理する。

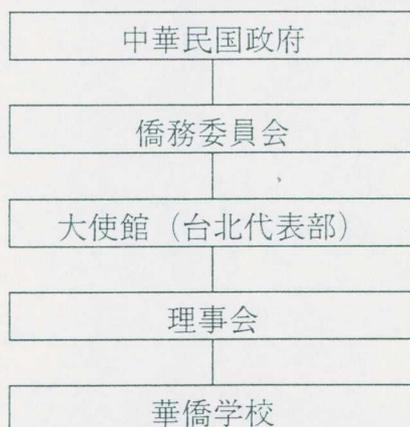
また、新しく招聘する教師は全て本会審査委員会の決定を受けた上、採用する。²⁵⁾

以上の内容から、理事会は華僑学校において極めて大きい権限をもっていることがわかる。校長の人選から、教師の招聘・解任、学校の経費まで、学校における全

での決定権が理事会にあるのである。但し、「韓国漢城華僑中学理事会組織章程」には、理事長は駐韓中華民国大使の許可を得る必要があると示されている。「本会は、常務理事会を設けるが、全体理事会の中から常務理事 15 人を選出して構成する。また、全員の中から理事長 1 名を選出し、理事長の指名により首席副理事長及び、次席副理事長各 1 名を決め、常務理事会の可決後、大使の許可を受ける」と定められ、大使が理事会の許可権をもっていることになっており、大使が華僑学校に極めて大きい影響力をもっていることが理解できる。

こうした華僑学校の組織から、華僑学校がどのように本国の政府とつながっているかが把握できる。中華民国政府の行政院に属する僑務委員会が大使館を通して各地の華僑に支援や指導を行い、大使は華僑学校の理事会の理事決定権をもち、理事会は華僑学校の人事権や経費決定権を握っている。これを図に表すと以下〈図 1〉の通りになる。

図 1 韓国華僑学校と本国との関係図



註：1992 年韓国が中華人民共和国と国交樹立後、中華民国大使館は「台北代表部」となった。

1950 年代、韓国華僑学校は韓国で普及し、中華民国式教育体制が確立され、華僑のための教育体制が整えられた。このように、小学校から高校までの華僑のための教育環境が備わったため、多くの華僑の子弟は韓国の公立学校に通わずに、華僑学校に通うことができた。華僑学校の教育体制が整っておらず、華僑学校も普及していなければ、韓国華僑は公立校へ通うことを余儀なくされたかもしれない。

しかし、韓国でこれほど多くの華僑学校が建てられ、中華民国体制の教育が実現できた背景には、韓国政府の管理姿勢も重要な要因として存在していた。

2. 韓国政府の管理姿勢

華僑学校は 1977 年まで、韓国において一切の法的根拠をもたず、一切管理されていなかった。戦後、韓国で多くの華僑学校が華僑自らによって創設・運営されたが、韓国政府は教育内容をも含め、それらには一切関与しなかった。また、華僑学校は本国には登録する必要はあったが、韓国政府に登録する必要はなかった。

1978 年、韓国政府は法的に韓国華僑学校を管理するようになるが、それは拘束力のない形式的なものにすぎなかった。従って、以下で華僑学校に与えられた「法的地位」の角度から、韓国政府の管理姿勢を検討する。

①「外国団体」としての管理（1978 年～1998 年）

韓国で華僑学校は外国人学校として位置付けられるが、1977 年 9 月 13 日に、外国人学校に対する法律「各種学校に関する規則」が初めて制定された。その 12 条によれば、「外国人が自国民の教育のために、条約・協約・協定、あるいは、外交慣例により、学校を設置・経営しようとする場合、この規則の規定によらず、監督庁はそれを外国人学校と承認し、設立を認可することができる」と定められている。要するに、外国人学校は「条約・協約・協定・外交慣例」によって、学校として認められるということであった。

しかし、韓国華僑学校は「各種学校」としては登録されず、「出入国管理法」が適用された。1977 年 12 月 31 日改正された「出入国管理法」に「外国団体」という規定が加えられ、外国人が団体を結成し活動するには「外国団体」として登録し、許可を得ることが要求された。華僑学校は学校ではなく「外国団体」として 1978 年 6 月 30 日までに登録することを要求されたが、華僑学校はそれに一切応じなかった²⁶⁾。その主な理由は、アメリカンスクールを登録基準にし、財団設立・中高等学校の分離運営などを要求されたからである。すでに述べたが、韓国華僑中学校は中等部と高等部が一緒に運営されてきた。また、韓国の華僑学校は華僑が自ら運営しているため、財団設立が困難であった。

華僑学校がまったく登録しなかったので、韓国政府は 1978 年 8 月 30 日までに登録を命じる督促状を出した。華僑学校の代表と韓国政府との話し合いの結果、現行の華僑学校のシステムを認めることを条件に、華僑学校は「外国団体」に登録した。出入国管理法に基づいた「外国団体」とはいえ、華僑学校の管理当局は教育部であった。こうして韓国華僑学校は韓国で初めて法的根拠がつくられ、韓国政府の管理を受けることになったのである。

ここで韓国政府が1977年から外国人学校を管理しようとした社会的背景を簡単にまとめておきたい。

1961年軍事クーデターで政権を握った朴正熙は、経済開発に最も高い優先順位を与えた。1962年から1971年まで、第1次、第2次経済開発計画によって、韓国の経済は大きな成長をとげた²⁷⁾。経済開発が順調に進むにつれ、朴正熙政権は教育を通して統治基盤の安定化を図った。「我々は民族中興の歴史的な使命を担ってこの地に生まれた」で始まる「国民教育憲章」は1968年12月5日制定・発布され、「韓国人であるべき韓国人」を教育することを明示した。朴正熙政権は、その憲章の理念を日常生活化し、国民的教育運動として展開し、政府に対する信頼感を高め、国民の統合を図っていかうとしたのである。韓国の学校では、「国民教育憲章」に合わせ、教育課程を再編し、教科書の内容も再編成されていった²⁸⁾。そして、1972年から朴正熙は、「国籍のある教育」を主張しはじめる。そのため、「国籍のある教育」として、韓国人は韓国人たる教育を受けるべきであることが強調された。それはつまり、韓国人は韓国の学校で、韓国人らしく教育されるべきであることを意味する。

しかし、1977年まで韓国政府からの規制が一切なかったため、外国人学校には多数の韓国人が在籍していた。華僑学校の場合は、1976年の統計によると小学校から高校までの華僑学校には、約560人の韓国人が在籍していたが²⁹⁾、1978年、華僑学校が管理されるようになってからは、韓国人の華僑学校への入学は禁止された。韓国人が外国人学校へ入学するのを防ぐために、政府は外国人学校を管理しはじめたのである。

1978年、華僑学校は韓国政府により管理されるようになったが、政府の管理態勢は形式的なものであったといえる。華僑学校を管理する目的は韓国人の入学を防ぐためだったので、それを遵守することのみが要求され、他の規制は一切なかった。華僑が華僑学校に入学することに関しても、教育内容に関しても規制はなかった。

②「各種学校」としての管理（1999年以降）

1990年代後半、韓国を襲った経済不況により、韓国政府は外国人の投資を誘致するために、外国人に対する制限を緩和しようとする動きのなかで、義務付けられていた外国団体の登録制度を廃止した。

法的根拠がなくなった外国人学校を法的に管理するため、韓国教育部は、1999年3月8日「各種学校に関する規則」を改正し、全ての外国人学校に各種学校とし

て認可を受けるよう要求した。改正された内容は「第 12 条：外国人が自国民の教育のために学校を設置・経営しようとする場合、この規制の規定によらず、監督庁はそれを各種学校として承認し、設立を認可することができる」というものであった。以前は「条約・協約・協定・外交慣例」による外国人学校のみが認可されたが、改正後は「外国人が自国民の教育のために学校を設置・経営しようとする場合」は認可を受けることができた。

これまで外国人学校は法的には「外国団体」であり、「学校」ではなかったが、認可を受けた外国人学校は、教育法に基づき「学校」の地位を得ることができた。しかし、以前は学校を出入管理局に登録さえすればよかったが、1999 年からは教育部の認可を受けなければならなくなった。

1998 年まで韓国では 57 校の外国人学校が運営されていた³⁰⁾。しかし、認可された外国人学校は 3 校であり、華僑学校を含めほとんどの外国人学校が「外国団体」として登録していた³¹⁾。これらの外国人学校が認可を得るには教育法の基準を満たさなければならなかった。その中で最も問題になっているのが「学校保健法」であるが、その第 5 条に学校の保健、衛生及び学習環境を保護するために「学校環境衛生浄化地域」が設定されている。それによると、学校の出入り門から 50 メートルの「絶対浄化地域」内には、居酒屋・ホテル・旅館・劇場・ゲームセンター・タバコ自動販売機・漫画屋などの有害施設があってはならないと定められている³²⁾。しかし、多くの外国人学校、特に華僑学校の場合は歴史が古く、法律ができる以前から創立された学校が多かったため、改めて教育法が適用されると、その基準を満たすことができず、認可されない学校が多かった³³⁾。

1999 年 12 月まで各種学校として認可された外国人学校は、以前の 3 校を含め、総計 19 校であり、その中には、永登浦・議政府・原州・春川・清州・忠州の華僑小学と漢城華僑中学 7 校も含まれている。現在も華僑学校は認可を申請中であるが、認可されていない学校も依然として運営を続けている。

なお、1999 年以降、一般韓国人の華僑学校への入学は「法的」に禁じられるようになる。韓国政府は、外国人学校を各種学校に吸収するとともに、教育部は外国人学校の入学資格についても発表した。その内容は次の通りである³⁴⁾。

- ・ 学校の設立者及び代表者は自国民を原則とする。
 - －ただし、国内に居住する小数国籍者の円滑な教育などを考量し、共同の言語を使用する外国人も含む。
- ・ 韓国系の混血児（ママ）、外国系である大韓民国の国籍保持者。
- ・ 外国の市民権、又は永住権を保持している者。
- ・ 長期滞在し、一時帰国した外国同胞の子女。
 - －長期というのは、一般に5年以上の居住期間に限定することを原則とする。

1978年、華僑学校が「外国団体」に登録する際、韓国人の入学が禁止になったが、明文化されなかった。華僑学校の方も徹底的には守っていなかったと思われる。〈表6〉の通り、1978年には、韓国人が49人おり、1986年の「その他」の30人も韓国人である可能性が高い。従って、韓国政府は一般韓国人の外国人学校への入学禁止を明文化した。その結果、2002年漢城華僑中学の入学者は「外国人学校入学資格」を満たした者のみとなった。韓国籍の生徒の場合も、帰化した者が3人、母親が中華民国籍者3人、海外居住（中国大陸と台湾）5年以上の者が6人となっており、その資格を満たしている。2002年の「その他」も日本・マレーシア・タイ・アメリカ国籍者が各1人となっている。

表6 漢城華僑中学の生徒の国籍

年度	中華民国	韓国	中華人民共和国	その他	計
1978	2,305	49	-	-	2,354
1986	1,174	-	-	30	1,204
2000	843	5	-	-	848
2002	758	12	14	4	788

出所：1978年：『韓国漢城華僑中学概況』1978年6月、P.13。

1986年：『第七十五学年度第二学期教職員及学生状況一覧表』1986年2月、P.9。

2000年：『韓国漢城華僑中学第八十九学年度概況』2001年3月、P.26。

2002年：漢城華僑中学の教務処が作成した「韓国漢城華僑中学学生国籍調査一覧表」

(2002年7月15日)(2002年8月、漢城華僑中学を訪問し入手)

註：以上の資料はすべて中国語である。

1999年以降、華僑学校の法的地位は「外国団体」から「各種学校」に変わり、韓国人の入学の制限が明文化された。しかし、それは華僑学校に対する規制ではなく、韓国人に対する規制であるといえる。韓国政府は、以前同様華僑学校の運営には一切干渉しない。

戦後、韓国政府は華僑学校に対して一切管理もせず、規制を加えなかったため、韓国で自由に華僑学校が普及し、中華民国式教育体制が確立できた。1978年以降の韓国政府の管理も韓国人の入学を禁止するための形式的なものにすぎなかったため、現在まで多くの華僑学校が存在し、中華民国体制が維持できているのである。多くの華僑子弟が現在も華僑学校へ入学できるのも、韓国政府が韓国人の華僑学校への就学は禁止したが、華僑の就学は禁止しなかったからであろう。

また、韓国政府が華僑学校の卒業生に韓国の大学入学資格を与えていたのも、華僑子弟の華僑学校への入学率を高める原因に繋がったと考えられる。韓国で華僑学校が設立されて以来、その卒業生は互惠主義に基づき、本国においてその学歴が認められる場合には、韓国の大学にも進学することが認められてきた。大学入学の際、華僑学校の卒業生は、「外国人特別選考」という外国人の特別枠で受験を受けることができた。原則的に「外国人特別選考」は大学が独自で行うため、華僑学校の卒業生は韓国の各大学が定めた方針に従って受験を受け合格すれば、大学に入学することができる³⁵⁾。

しかし、1990年代に入り、韓国では大学不正入学事件が社会的な問題になった。そのため、1991年9月14日、教育法施行令が改正され、正規の大学入試が免除される外国人は、「外国人生徒(父母が両方ともに外国人であること)、又は、外国で2年以上の中学課程を履修した外国人生徒」(69条6号6項)と初めて定められた。1994年、金永三大統領は就任直後、大学の不正入学を防ぐ目的で、この条項を徹底的に守ることを大学に要求した。従って、華僑学校の生徒は、父母が双方とも外国籍でないと、大学の「外国人特別選考」での受験資格を与えられなくなった。最近韓国人と結婚する韓国華僑が増加しているため、この規制は華僑生徒に影響を与えはじめている。

しかし、韓国政府が華僑学校の卒業生に対して、大学進学を制限を設けたのは、1990年代半ばであり、時期的にはかなり遅いと言えよう。韓国政府は1990年代前半まで、すべての華僑生徒の学歴を大学に入学できるものとして認可してきた。そのため、華僑生徒が韓国で華僑学校に通うことによって不利益を被ることはなかったのである。韓国政府が多くの規制を加え、華僑学校の学歴を認めなかったら、中華民国の支援があったとしても、華僑学校の存続は困難であったろう。

韓国政府は、経済的には韓国華僑に対して、多くの規制を加えてきたが、華僑教育に対してはそうではなかった。それは華僑経済力の成長は、韓国国民の利益を脅かす危険があるが、華僑教育は韓国国民の利益とは無関係であると考えたからであろう。

また、中華民国と「反共連盟」として強いつながりをもっていたのも、韓国政府が華僑学校に対して放置できた更なる原因として考えられる。韓国政府は朴正熙政権までは、中華民国と外交的に密接な関係を保っていた。しかし、1979年朴正熙が暗殺され、韓国政治界には大きな変化が生じ、中華民国と密接なつながりをもっていた人物らが政治舞台から降りることとなり、韓国と中華民国との関係も変化ようになる。1970年代末から韓国は安全保障、及び経済的な点においても、中華人民共和国が中華民国より絶対に優位であると認識するようになったため、中華民国との密接な関係は維持できなくなるのである。しかし、それ以前は、両国は「反共」イデオロギーの下で、軍事的・政治的に緊密な関係を維持してきたのである³⁶⁾。それゆえ、韓国側は華僑学校を放置することができたのである。韓国の学校同様、華僑学校でも反共教育が行われており、華僑の政治的な立場も問題視されることはなかった。

政治的に問題なく、韓国国民の利害に影響を与えない限り、約2万人と少数の韓国華僑に対して韓国政府は関心を払う必要はなかった。韓国政府の華僑学校の対する態度は形式的であると指摘したが、それは無関心から生まれたものであろう。

四、おわりに

以上、本稿では韓国華僑学校が三つの特徴とそれを備えるに至った歴史的背景を追ってきた。韓国華僑学校の形成背景には、韓国と中華民国を貫く冷戦構造が大きく関係していた。中華民国教育体制の華僑学校が韓国各地で普及し、韓国華僑は韓国にいながら中華民国式の教育を受けることができた。華僑の華僑学校への高い入学率が示しているように、韓国華僑のほぼ全員が、小学校から高校まで中華民国式の標準教育を受けてきたことは、韓国華僑が中華民国政府を支持し、中華民国を「祖国」と認識するのに重要な役割を果たした³⁷⁾。それゆえ、すべての韓国華僑学校は中華民国式教育体制を受容し、自らもそれを維持してきたのである。

しかし、韓国と中華民国における冷戦構造の崩壊は韓国華僑社会にも変化をもたらした。1992年中華人民共和国との国交が樹立し、韓国の冷戦構造は崩壊しはじめる。一方、1990年代に入ると、中華民国も中華人民共和国と対峙する立場から、台湾独立の路線を歩みはじめた。台湾の独立性が強まるにつれ、中華民国の求心力は力を失い、中華民国を中心とする韓国華僑のアイデンティティは危機に直面している。

一方、中華民国の求心力が弱まるにつれ、それに代わって登場したのが中華人民共和国の勢力である。2002年2月14日、韓国で中華人民共和国の指導を受ける「漢

城中国僑民協会」が成立した。韓国華僑は中華民国派と中華人民共和国派に分裂しつつあるのである。

現在まで、華僑学校では中華民国の体制を維持し、中華民国国内の課程標準に従ってカリキュラムを編成してきたが、これからは韓国・中華民国・韓国華僑社会内部の変化につれ、華僑学校教育も変貌する可能性は非常に高いと思われる。

実際、華僑学校に対する中華民国の関与は減ってきており、生徒らの中華民国に対する態度も変わりつつある。華僑学校の卒業生の大学進学先が、徐々に台湾から韓国中心になってきているのである。1980年代までは台湾に進学する生徒の方が多かったが、1990年代に入ると半々になり、1990年代後半からは三分の二の生徒が韓国の大学に進学している。台湾が1990年代半ばから帰国華僑生徒に身分証明書（戸籍）を与えず、大学卒業後台湾で就職するのに制限を加えたことが一因と考えられる。しかし、韓国社会の方により親近感を覚える華僑が多くなったことが、華僑生徒が韓国の大学を好むようになったより重要な原因であろう。2000年9月の統計によると、華僑学校で母親が韓国人である生徒の割合は小学校が約52%、中学校が約35%、高校が約31%と、学年が低いほどその割合は高くなっている。これは華僑と韓国人との結婚が進んでおり、それにつれて華僑の韓国化が深化することを意味している。韓国華僑社会の変化により、華僑学校もともに変化しているのである。

こうした韓国社会に親密感を抱く華僑が成長し、韓国で成功を収めるようになると、韓国華僑社会は、「落地帰根」から「落地生根」へ変貌を遂げるに違いない。現在、韓国華僑はアイデンティティ変化のただ中にいるといえるのではないだろうか。

-
- 1) ここで扱う「韓国華僑」というのは、中華民国（台湾）国籍を持って韓国に居住している中国系の者を指す。1992年以前まで中華人民共和国国籍保持者は韓国に居住できなかった。1992年以降中国大陆からの居住者は増加の傾向にあるが、韓国華僑と共同体を形成するのは困難であるという認識から「韓国華僑」の範囲から排除した。
 - 2) 本稿では「中華民国」と「台湾」を区別して使うことにする。前者は1949年以降台湾を統治する政府としての政治的概念で使用する。後者は地理的概念で用いる。
 - 3) 『朝鮮日報』1992,8,25。
 - 4) 出入国管理局（2002）『出入国管理統計年報』法務部（ソウル）、P.270～271。
 - 5) 韓国華僑の形成背景や現状についても紹介すべきであるが、紙幅の都合で省略する。これについては、総谷智雄（1998）「在韓華僑の生活世界—在韓華僑のエ

スニシティ形成・維持・変化」『アジア研究』第44巻2号を参照されたい。

- 6) 1998年度の『日本外国人統計』によると、日本に居住している中国人（台湾人を含む）は272,230人である。そのなか、強い定住性もつ在留資格「永住者」・「永住者の配偶者」・「定住者」の合計は71,573人である。その数を日本の華僑の人口と見なした。
- 7) 1991の統計。（杉村美紀（2000）『マレーシアの教育政策とアイデンティティ—国民統合のなかの華人学校』東京大学出版会、P.8）
- 8) 華人小学校は1985年の統計であり、独立中学校は1989年の統計である。（小木裕史（1995）『シンガポール・マレーシアの華人社会と教育変容』光生館、P.91とP.120～121）
- 9) 台湾の郷土教育については、林初梅「1990年代台湾の郷土教育の成立とその展開—台湾人アイデンティティの再構築過程」『東洋文化研究』第5号、2003,3を参照。
- 10) 教育部（1996）『第六次中華民国教育年鑑』（台北）P.854。
- 11) 中華民国の教育部が1994年4月13日、修正發布した「国民中学課程標準」には、選択科目として、国文、英語、第2外国語、数学、理化、地球科学、体育、音楽、美術、職業陶冶、その他がある。（国民中学課程標準総綱、<http://www.edu.tw/primary/>）
- 12) 1990年代から韓国の大学に進学する生徒が増加し、2002年現在、「漢城華僑中学」では「韓国進学クラス」が2クラス、「帰国進学クラス」が1クラスとして運営されている。
- 13) 中華民国僑務委員会が2001年4月に調査した「海外僑校・中文学校（班）現況資料表（韓国）」によると、地方の華僑小学校と中・高等学校も「正体字」と「注音符号」で中華民国からの教科書を使用して授業を行っている。（2001年8月に「漢城華僑中学」を訪問し入手した資料であるが、「全州華僑小学」と「馬山華僑小学」のデータは入手できなかった）
- 14) 海外居住者というのは、台湾やアメリカなどに移住した韓国華僑が韓国における居住権を保っている者を指す。
- 15) 詳しいデータは本稿の〈表6〉を参照。なお、韓国籍に帰化する華僑は近年増加している。その明確な数はまだ把握できていないが、ここでは便宜上「韓国華僑」の範囲に入れることにした。
- 16) 李奎泰（1992）「中共対韓政策之研究」政治大学博士論文（台北）、P.125～126。
- 17) これらの学校の創立年度に関しては〈表1〉を参照。
- 18) 張兆理（1957）『韓国華僑教育』華僑教育叢書編輯委員会（台北）、P.20～24。
- 19) 劉達順（1976）「韓国華僑教育之研究」中国文化学院民族与華僑研究所碩士論文（台北）、P.14。
- 20) 韓国華僑が海外へ再移住した主な原因は、韓国政府の経済的規制が多かったからである。特に、土地所有に対する制限と税金が重かったことが原因であった。1961年「外国人土地所有禁止令」が出されたが、1968年からは50坪以下の店用土地、200坪以下の居住用土地は所有できるようになった。しかし、韓国華僑は中華料理店を経営する割合が最も高く、約73%（1972年統計）を占めていたため、店用土地が50坪しか所有できないということは、大規模の飲食店の経営は困難であることを意味した。さらに、同じ場所での営業年数に比して税金が加算される「重加税」という制度があった。華僑は土地の所有も困難であったが、譲渡や賃貸はより困難であったため、同じ場所で長期間営業する場所が多かった。それゆえ、多くの税金を払わなければならなかった。（朴銀瓊（1986）『韓国華僑の種族性』韓国研究院（ソウル）P.233）
- 21) 華僑史編纂委員会（1958）、『華僑誌—韓国』（台北）、P.118。

- 22) 張兆理 (1957)、P.24~26、P.50。
- 23) 韓国華僑教育のため、僑務委員会から毎年10万米ドルの援助があるが、そのうち学校の児童・生徒数及び、具体的要求に沿って、小学校は1,700ドルから4,700ドルまで、中・高等学校は6,500ドルから15,000ドルまで配分することができる。(石美齡 (1995)「韓国華僑教育に関する研究」、高麗大学碩士論文(ソウル)、P.44~45。[石美齡著、熊本勉・熊本友美子訳 (2003)「韓国華僑教育に関する考察」『福岡大学研究部論集』A:人文科学編、第2巻7号、2003,3、P.25])
- 24) 張兆理 (1957)、P.45。
- 25) この内容は「僑民学校規程」に定められた理事の職権(第9条)と一致している。
- 26) 譚道経 (2000)「外国人学校設立と学歴認定に関して」、教育部『外国人学校の制度改善方案の公聴会』(ソウル)、P.59。
- 27) 1962年から1971年の間、国民総生産は23億ドルから95億ドルと4倍以上になり、国民一人あたりのGNPも87ドルから289ドルと増加した。輸出も5,480万ドルから11億3,200万ドルと20倍も増加している。経済成長率は、1962~1966年の「第1次経済開発計画」の期間内には、年平均7.8%、1967~1971年の「第2次経済開発計画」の期間内には、年平均9.6%という高成長率であった(イム・ヨンテ(1999)『大韓民国建国史1—建国から第3共和国まで』ドルヨク(ソウル)、P.379)
- 28) ソン・インス (1994)『韓国教育運動史3—1970年代の教育の歴史認識』ムンウンサ(ソウル)、P.18~21。
- 29) 劉達順 (1976)、P.19~20。
- 30) 外国人学校法的編制整備研究チーム (1999)、公聴会資料集『外国人学校の法的編制・整備方案』(ソウル)、P.9。
- 31) 外国人学校法的編制整備研究チーム (1999)、P.5。
- 32) 学校保健法の第6条の第1項、学校保健法施行令第4条第2項。
- 33) 学校保健法が制定されたのは、1967年3月30日であるが、有害施設を具体的に決めたのは、1981年2月28日の改正後である。
- 34) 外国人学校法的編制整備研究チーム (1999)、P.8。
- 35) 韓国のこのような状況は日本とは違う。日本の私立大学は外国人学校の卒業生に対して開放的であるが、国立大学は閉鎖的である。日本の外国人学校の卒業生は、「大学入学資格検定」に通過しないと国立大学に出願できない。しかも、外国人学校の卒業生に「大学入学資格検定」の受験資格が与えられたのも2000年からである。(田中宏 (1999)、「外国人学校生の大学受験門戸は開いたか」、『世界』、第665巻、1999,9、P.26~29)
- 36) 李奎泰 (1994)「韓国と『台湾』の政治的關係—過去、現在、未来」『東亜研究』第27号、1994,2、P.44~53(ソウル)。
- 37) 韓国華僑が専ら中華民国を支持するナショナル・アイデンティティに関しては、王恩美「揺れ動き始めた韓国華僑のアイデンティティ—『韓中日報』に表れたナショナル・アイデンティティの検討を中心に」『一橋論叢』第128巻3号、2002年9月号を参照。